主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人A、同Bの弁護人佐藤鉄治の上告趣意は、事実誤認の主張であつて刑訴四 〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認 められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月二九日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官